

令和4年2月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第1号

令和4年2月10日午前10時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和4年2月3日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

令和4年2月10日（木曜日） 午前10時開会

出席議員 26名

大山 一郎 君	中村 順一 君
黒島 啓 君	山田 正芳 君
樫 昭二 君	西川 昭吾 君
木村 篤史 君	吉峰 幸夫 君
竹内 俊彦 君	佐藤 好邦 君
山本 直久 君	福部 正人 君
斉藤 義明 君	林野 忠弘 君
詫間 茂 君	間嶋 三郎 君
井上 弘志 君	為広 員史 君
木場 隆司 君	中松 和彦 君
富田 修司 君	井上 弘治 君
河野 雅廣 君	眞鍋 壽男 君
隅岡 美子 君	川原 茂行 君

欠席議員 1名

神内 茂樹 君

出席関係者

企 業 長 浜 田 恵 造
副 企 業 長 大 西 秀 人
副 企 業 長 谷 川 俊 博
副 企 業 長 高 木 孝 征
代表監査委員 石 垣 佳 邦

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期決定の件
 - 第 3 議席の指定
 - 第 4 議案第 1 号 令和 3 年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
 - 第 5 議案第 2 号 令和 3 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案
 - 第 6 議案第 3 号 令和 4 年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案
 - 第 7 議案第 4 号 令和 4 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案
 - 第 8 議案第 5 号 香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を
改正する条例議案
 - 第 9 議案第 6 号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団企業長等の
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第 10 議案第 7 号 香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について
 - 第 11 議案第 8 号 香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について
-

○議長（大山一郎君）御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。開会に先立ちまして、企業長から、今期定例会招集の御挨拶があります。

浜田企業長。

（企業長浜田恵造君登壇）

○企業長（浜田恵造君）本日、令和 4 年 2 月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、先日公表した、企業団の水道メーターの有効期限切れの問題につきましては、水道使用者はもとより関係皆様の信頼を著しく損なうものであり、二度とこのようなことが起きないように、職員のコンプライアンス意識の徹底や事務処理の適正化について厳正に対処してまいります。

本定例会の提出議案につきましては、予算議案4議案、予算外議案4議案でございます。内容につきましては、後ほど、高木副企業長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増し、本県は1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置区域に決定されて、対策に取り組んでおりますが、若年層から、高齢者や基礎疾患のある方々への感染が広がり、確保病床使用率は40%前後にまで上昇するなど厳しさを増していることから、8日、国に対して、まん延防止等重点措置の延長を要請したところであります。今回、延長を行った上で、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、早期に社会をもとの状態に戻せるよう取り組んでいきたいと考え、県民の皆さまの御理解と御協力をお願いしています。企業団においても、感染防止対策を徹底するとともに、職員等に感染者が発生した場合でも、水道水の安定供給ができる体制づくりに取り組んでおります。

本定例会に提出した来年度の当初予算案は、昨年11月定例会で報告した基本計画のローリングの内容を踏まえたものとしており、広域水道施設整備事業や経年施設更新事業については、これまでの進捗状況を踏まえ、着実に推進してまいりたいと考えております。また、基幹管路や浄水場施設等の耐震化など、危機管理対策にも努めることとしております。また、令和10年度の料金統一に向け、本格的な検討に着手するとともに、次期施設整備計画の策定に向け諸準備を進めることとしております。

今後とも、持続可能な水道事業を構築するため、議員の皆様方におかれましては、当企業団の運営につきまして、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長(大山一郎君)ただいまから令和4年2月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

- 1、企業長から、地方自治法第292条において準用する同法第149条及び地方公営企業法第39条の2の規定に基づく議案8件を受理いたしました。
- 1、監査委員から、地方自治法第292条において準用する同法第199条及び第235条の2の規定に基づく報告5件を受理いたしました。

以上

○議長（大山一郎君）以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（大山一郎君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において指名いたします。木村篤史君、井上弘志君、隅岡美子さんの3名を指名いたします。

○議長（大山一郎君）次に、日程第2、「会期決定の件」を議題といたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君）御異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（大山一郎君）次に、日程第3「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第2条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

○議長（大山一郎君）次に、日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までを一括議題といたします。副企業長の提案理由の説明を求めます。

高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

○副企業長（高木孝征君）提案理由の説明に先立ちまして、御報告申し上げます。

企業団では、有効期限を迎える水道メーターの交換を行っていますが、一部の地域において適切に交換が行われず、1月18日現在で、745個のメーターが有効期限を過ぎて使用されていた状況であり、1月20日に公表いたしました。心からお詫びを申し上げます。

今後二度とこのような問題が起こらないよう、職員の意識改革、コンプライアンス意識の徹底、適正な事務の執行を図ってまいります。

それでは、議案の提案理由を御説明いたします。

今定例会に提案いたしました議案は、予算議案4議案、予算外議案4議案の8議案であります。

お手元ご配付の「議案の概要」によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。第1号は水道事業会計、第2号は工業用水道事業会計の令和3年度補正予算、第3号、第4号は両会計の令和4年度当初予算議案でございます。

3ページをお開き願います。「令和3年度補正予算の概要及び令和4年度当初予算の概要」についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、令和4年度の給水戸数は、3年度当初予算より増、給水人口は減となっております、元年度以降、世帯ごとの人数の減少傾向が続いています。また、給水量、有収水量については、いずれも、前年度と同程度であります。また、有収率は、水道メーターの検針サイクル統一の影響を除けば、直近2年間の実績値が89%前半で推移しており、これも踏まえてほぼ同水準としております。

4ページをお開き願います。2の予算見積、(1)概況についてであります。表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、3年度2月補正後9億円余の黒字、4年度当初10億円余の黒字となっております。このうち、給水収益は、3年度、4年度とも217億円余を見込んでおります。また、主な増減理由につきましては、5ページに記載のとおり、3年度2月補正後につきましては、2番目の●(くろまる)収益的収支の支出、特別損失について、退職給付引当金の積立不足に係る積立に伴い1億4,300万円余を追加計上いたしております。また、4年度当初では、1番目の●(くろまる)、収益的収支の給水収益につきまして、企業団全体では人口減少等に加え新型コロナウイルス感染症の影響による供給単価の高いユーザーの需要低迷により6,800万円減少しております。

なお、東かがわ事業体において4月1日から、全体として改定率10%の料金改定を実施することとしており、また、令和7年度には再度の料金改定を実施する予定でございます。

4ページに戻っていただきまして、次に、資本的収支の支出、建設改良費は、3年度2月補正後は152億円余、4年度当初は155億円余でございまして、これらの財源のうち、企業債は3年度2月補正後32億円余、4年度当初38億円余、また、国庫補助金は3年度2月補正後13億円余、4年度当初9億円余を予定しております。なお、資本的収支の不足額は、表、最下段の収支差引のとおり、3年度2月補正後129億円余、4年度当初135億円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

再び、5ページの主な増減理由をご覧ください。4年度当初では、1番目の●（くろまる）、資本的収支の支出にありますように、負担金及び交付金につきまして、椀川ダム負担金の皆減などにより、5億8,900万円減少することにより、建設改良費が1億2,100万円減少しております。なお、料金値上げを予定している東かがわ事業体及び土庄事業体については、それぞれの市町からの所要の出資金を計上しております。

6ページをお開き願います。(2)の財務についてでございます。香川県水道広域化基本計画における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5程度といたしておりますが、企業団全体での4年度末の見込みは、企業債残高の比率が2.74倍、内部留保資金の比率が0.90倍となっております。なお、個別事業体の財政収支において、琴平事業体は、予算上資金不足となることから、財源確保対策について、琴平町と協議中でございます。

7ページをご覧ください。3の主要施設整備事業、(1)の概況についてであります。主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、3年度2月補正後が140億円余、4年度当初144億円余であり、4年度の主な内容は、下の表にブロック別に記載しておりますとおり、管路の更新を始め、浄水施設や送水施設の更新等を予定いたしております。

また、これらの財源には、国庫補助金、企業債、自己財源等を充てることとしており、国庫補助金のうち、交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）につきましては、国の採択率を、これまでの実績を踏まえて100%と見込んで算定しております。

8ページをお開き願います。(2)で主な施行計画を記載してございます。まず、①の広域水道施設整備事業につきましては、東讃ブロックの東讃地区広域監視システム整備工事、小豆ブロックの肥土山浄水場更新工事等、広域的な水融通を円滑に行うために必要な施設の整備を実施するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。②の経年施設更新整備事業につきましては、更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮して実施するものでございまして、ここでは、11ページにかけまして、5千万円以上の工事について記載いたしております。

12ページをお開き願います。4の危機管理対策でございますが、各災害区分においてハード、ソフト両面で対策を進めてまいります。

まず、共通対策として、ハード面で緊急導水管路の整備、ソフト面では、水質検査体制について県内西地区の水質検査室の設置場所の検討を進めるほか、令和3年度に目視によ

る緊急点検を実施した水管橋のうち、重要管路について詳細点検を実施いたします。危機管理体制の整備・拡充といたしましては、日本水道協会中国四国地方支部合同防災訓練を香川県内で実施するほか、企業団本部の危機管理体制の強化を図るため、令和4年度から、計画課内の「技術管理室」を拡充し、「危機・技術管理室」に変更します。

また、渇水対策として、ソフト面で大規模渇水時の対策の検討を、地震対策として、ハード面で基幹管路等の耐震化を進めてまいります。さらに、風水害対策として、ハード面で非常用発電機の更新整備などを実施してまいります。

13 ページをご覧ください。5の債務負担行為のうち主なものでございます。(1)の業務委託でございますが、現在委託している「検針・滞納整理等業務」、「浄水施設等運転管理・維持管理業務」について、それぞれ5年度から9年度まで、引き続き、住民サービスや業務水準の向上等を図るため、民間委託を継続するものでございます。(2)の施設整備でございますが、肥土山浄水場更新工事につきまして、令和3年度当初予算で債務負担行為を設定、令和3年度中の発注を予定していましたが、狭小敷地内で既存施設の運転を継続しての工事となることから、仮設計画の精査等に不測の日時を要し、発注時期が令和4年度となる見通しでございます。このため令和4年度当初予算で新たに債務負担行為、33億2,100万円を設定するものでございます。

14 ページをお開きください。6のその他でございます。(1)の基本計画調査につきましては、令和10年度の統一料金に向けて本格的な検討に着手し、まず、16事業体の料金制度の現状分析や課題整理を行います。また、着実な進捗を図るため、組織体制の強化を図り、令和4年度から、本部総務企画課内に、「企画調整室」を設置いたします。令和8年秋の企業団議会に、統一料金に係る条例議案を提出したいと存じており、それに向けて、手順を踏んで検討を進めてまいります。

なお、土庄事業体については、今年秋の企業団議会に所要の条例案を提案し、令和5年4月の料金改定を実施いたしたいと考えております。また、統一料金の検討にも必要となる次期施設整備計画の策定に向けた基礎資料の作成のうち、広域水道施設整備計画では、施設の維持・管理、運営等の効率化を図るために必要な施設整備を行う一方、渇水時のリスク分散にも十分に配慮した計画を策定する必要があり、令和4年度は東讃及び西讃地区を対象に実施します。

次に、(2)の香川用水関係でございますが、水資源機構が実施する高瀬支線水路等の緊急対策に係る費用負担を行うものでございます。

水道事業については、以上でございます。

次に、15 ページからは工業用水道事業会計についてでございます。1 の業務量につきましては、令和4年度の給水事業所数は、40 事業所。また、年間給水量は2千万立方メートル余で、前年度から微減を見込んでおります。

16 ページをお開き願います。2 の予算見積、(1)概況についてであります。まず、表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、3年度2月補正後が3,200 万円の黒字、4年度当初が5,400 万円の黒字となっております。このうち給水収益は、3年度2月補正後が7億8千万円余、4年度当初が7億5,400 万円余を見込んでおります。

次に、資本的収支の支出、建設改良費は、3年度2月補正後が3億5千万円余、4年度当初が7億8千万円余でございます。なお、資本的収支の不足額は、3年度2月補正後が4億1千万円余、4年度当初が5億8千万円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

18 ページをお開き願います。3 の主要施設整備事業、(1)概況についてであります。主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、3年度2月補正後が3億5千万円余、4年度当初が7億8千万円余。主な財源は企業債、自己財源を充てることとしております。

19 ページをご覧ください。(2)の主な施行計画でございますが、中部浄水場排水処理機械設備更新工事などを予定しておりますほか、危機管理対策として、ハード面で配水管路や浄水場施設等の更新・耐震化などを進めることとしております。

20 ページをお開き願います。4 の債務負担行為のうち主なものでございますが、現在委託している「浄水施設等運転管理・維持管理業務」について、引き続き水道事業と合わせて、民間委託を行うものでございます。また、5 のその他でございますが、香川用水関係で、水資源機構が実施する高瀬支線水路等の緊急対策に係る費用負担を水道事業と合わせて行うものでございます。

予算議案の概要につきましては以上でございます。

21 ページをご覧ください。ここからは、予算外議案についてご説明させていただきます。

まず、第5号議案「香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。デジタル化の一層の推進を図るため、職員のサービスの宣誓の実施方法について、企業長の面前で宣誓書に署名しなければならないとする規定を削除し、宣誓書を企業長に提出することのみを規定する等の所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としています。

次に、第6号議案は、専決処分事項について御報告し、御承認をいただこうとするものでございます。令和3年11月26日に専決処分により「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例」の一部を改正し、副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行ったものです。

22ページをお開き願います。第7号議案及び第8号議案は、いずれも人事案件で、任期満了に伴う香川県広域水道企業団監査委員の後任者を選任することについて、議会の同意を求めようとするものでございます。石垣佳邦氏は元高松市上下水道事業管理者、武田宏之氏は公認会計士であり、両名とも現監査委員であります。

以上、提案いたしました議案につきまして、その要旨をご説明いたしました。議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえよろしくご議決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君）以上で、提案理由の説明を終わります。

ただ今より、質疑及び一般事務に関する質問を行います。

通告のありました、樫昭二君の発言を許可いたします。

樫昭二君。

(樫昭二君登壇)

○樫昭二君 令和4年度の香川県広域水道企業団の事業実施について企業長にお尋ねをいたします。先日、議案の配布と併せて、昨年12月に開催された各ブロック毎の地区別意見交換会の会議録（要約版）をいただきました。それによりますと、耐震化や老朽管の取替などの施設整備計画、自己水源の確保、水源・水質の問題、椋川ダム危機管理など、多くの意見が出されたことが示されています。そこで、以下5点についてお尋ねをいたします。

第一は、施設整備計画についてです。令和2年度末の管路耐震化率は23.9%で、平成29年度末と比べると4.1%の伸びとなっています。「生活基盤施設耐震化等事業計画」では、令和4年度末の基幹管路耐震化率の目標値は28.1%となっていますが、次年度末までに達成ができる見込みとなっているのでしょうか。

また、令和10年度までには36.3%にまで進める目標となっていますが、それに見合った計画と財源の手当はどうなっているのでしょうか、お示してください。

昨年 11 月に出されました「香川県水道広域化基本計画のローリングについて」では、施設整備計画で経年更新の事業費を減額しつつも、基幹管路の耐震化は着実な推進を図るとされています。基幹管路の耐震化を中心に進めていく必要性はわかりませんが、基幹管路総延長の約半分は広域送水と高松市で占めているため、地域によって耐震化の格差を広げることになるのではないのでしょうか。

また、配水支管も含めた水道管全体の耐震化促進の考え方をお示してください。

さらに、昨年 10 月に和歌山市で発生した水管橋崩落事故に関してお尋ねします。この事故により 6 万世帯が 1 週間断水したとのことでありますが、原因は橋のアーチ部分と送水管をつなぐ吊り材が破断していたこと、点検は年 1 回目視のみだったことが明らかになっています。本県における水管橋は何箇所あり、点検は出来ているのかどうか。和歌山市の教訓を生かした対応が必要と思いますが、お示してください。

第 2 点は、自己水源の確保についてです。現在雨があまり降らず、このままでは 20 日ごろ早明浦ダムの貯水率が 50%になり、第一次取水制限の可能性も検討されるに至っています。意見交換会でも「水源や水の供給の安定化のためには自己処理水の割合が大きい方が良い」（高松ブロック）、「各市町における自己水源の使用状況などの情報を具体的に示していただきたい」（中讃ブロック）との意見が出されるなど、自己水源の確保は非常に重要な課題となっています。

昨年 11 月の企業団議会で、私は、自己水源確保の重要性を強調しましたが、企業長は「令和 10 年度の 1 日最大水量は約 37.7 万トン、香川用水 50%、自己水源 50%、概ね現況と変わらない見込みである」と答弁されました。答弁は良しとしても、自己水源の存続、統廃合など、現状とどう変わる前提で 50%としているのか。どこの浄水場からそれぞれ日量、何 m^3 の水量が見込んでいるのかわかりません。

企業団事務局に聞いても、具体的な廃止・休止の時期や水量は公表していないとのことですが、こういうやり方で地元関係者の理解や同意は得られるのでしょうか。私は、自己水源 50%の確保について、明確な根拠の数字を明らかにすべきと思いますが、お答えください。

第 3 点は、浄水場の業務委託についてです。浄水場の委託状況について、本年 2 月 1 日現在の資料によりますと、55 の浄水場の内、直営が 12、民間委託は 43 となっています。

今までは、企業団職員の技術の継承のためには、直営での運転業務も必要との考えから、民間委託とのバランスが考慮されてきたと思いますが、現時点では、浄水場全体の 7 割以上が民間委託となっています。

これでは、企業団職員の技術の継承どころか、水道経営の主導権を民間企業に持たれることになりはしないかと危惧するものです。したがって、私は、運転管理業務委託

は、少なくとも、現時点以上に進めるべきではないという風に思いますが、お答えください。

第4点は、水源・水質の問題です。西讃ブロックの意見交換会では、私が前回は質問しましたが、財田川の上流に産廃処理施設の計画が進んでいることに「全国で、事業者のずさんな管理で事故が起きている」として、水質検査などの監視体制の強化を求める意見が出されています。これに対し、企業団からは、産廃近くの水源地6か所で頻度を上げて水質検査を行うこと、巡視を強化することなどの説明がされていますが、そもそも、そのような危機感を持たなければならない施設を、なぜ水源地の上流に作らなければならないのでしょうか。私は、施設の設置計画を撤回するよう県に求めるべきと思いますが、企業長の明確な答弁を求めます。

なお、こうした問題が起きる最中に、水質検査室、現在、高松、府中、丸亀の3カ所を2カ所に統廃合するのはいかがなものかと思いますが、この点も合わせてお答えください。

第5点は、県民への更なる情報公開についてです。地区別意見交換会の開催については、県民に自分たちの水道として、関心を持ってもらえる場にするために、工夫する必要があるのではないのでしょうか。公募委員の数は、ブロック毎に大きな違いがあるようですが、公募委員の拡充をすべきではないのでしょうか。また、広報紙である「水まち通信」の発行回数や紙面の拡充も検討すべきではないのでしょうか。県民への更なる情報公開を強く求めまして、私の質問を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

○企業長（浜田恵造君）檜議員の御質問にお答えいたします。まず、施設整備計画についてであります。

企業団では、安全な水を安定的に供給するため、広域水道施設整備と経年施設更新整備を計画的に進める中で、管路の耐震化を図ることとしており、基幹管路の耐震化率につきましては、平成29年度末の19.9%を令和9年度末で36.3%となる見通しを参考として示しております。

お尋ねのうち、まず、令和4年度末の基幹管路の耐震化率につきましては、目標の28.1%に対し、25%を若干上回ると見込んでおりますが、耐震管の布設工事は完了しているものの未供用である区間の延長を加えると、27%半ば程度となる見込みであります。

次に、計画と財源の手当てについては、毎年実施するローリング作業において、財政収支見通しを踏まえ、財源を踏まえた計画的な耐震化率の向上が図られるよう努めてまいります。

次に、耐震化促進の考え方につきましては、基本計画のなかでは、施設毎の更新基準を設定し、重要度や優先度、事業の平準化等を考慮することとしており、具体的には、既設管路の種類、老朽度、過去の漏水実績に加え、耐震性能などを評価し、総合的に判断することとしており、実施に当たっては、毎年実施するローリング作業において、状況変化にも柔軟に対応しつつ、着実に進捗を図ってまいりたいと考えております。

また、耐震化については、施設整備に当たって、耐震性能も含めた施設毎の重要度や優先度など、地域の実情に応じ進めていることから、整備の途上では、地域により進捗に差が生じるものと認識しております。

次に、企業団における水管橋の状況については、和歌山市における水管橋崩落事故を受け、全国の上水道事業者に対する厚生労働省調査の対象となった、強度を高める部材で管を補強した水管橋は40橋を保有しており、これらについて、目視による点検を行った結果、重大な損傷等で、早急に修繕が必要な箇所は確認されませんでした。

今後、重要度の高い水管橋については、順次、詳細点検を実施し、適切に対応してまいりますとともに、他の水管橋につきましても調査・検討を行ってまいります。

次は、浄水場運転業務委託についてであります。

香川県内の浄水場の運転管理については、企業団発足前にも、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、県営水道など、香川県内の主たる浄水場が、民間業者に運転管理を委託していた経緯があり、企業団発足後、初めて民間委託に参入したのは、観音寺市、小豆島町、綾川町の水道施設になります。

浄水場運転業務委託については、一括で委託することにより、施設の維持管理や利用者サービスを高いレベルで揃えるとともに、機動的に動ける柔軟な組織体制を構築し、業務の持続性の確保、渇水や災害時の危機管理の強化などを図るものであります。

これにより、運転管理レベルの向上が図られるとともに、企業団職員と委託先が技術やノウハウを共有することにより、次世代技術者の意識や技術力の底上げに資すると考えています。

このように運転業務の一括委託により、企業団全体の運営基盤の強化が図られるものでありますので、引き続き、企業団の事情に即した、主体性を持った委託に努めてまいります。

また、技術継承を目的として、綾川浄水場、浅野浄水場などは、職員が直接業務に従事していますが、これら以外の未委託の浄水場については、今後、個々の事情や各事業体の意向を踏まえて、検討してまいります。

なお、そのほかの御質問につきまして、高木副企業長からお答え申し上げます。

(降壇)

○議長(大山一郎君) 高木副企業長。

(副企業長高木孝征君登壇)

○副企業長(高木孝征君) 檜議員の御質問にお答えいたします。まず、自己水源の確保についてであります。

平成29年8月に策定した香川県水道広域化基本計画においては、水道施設等の効率化により、水道事業の基盤を強化し、円滑な水融通を行うために必要な施設を整備する計画としており、そのうち、浄水場等については、配水量の多い主要な71箇所を38箇所とする統廃合のイメージを示しています。

お尋ねの令和10年度の自己水源約50%については、企業団創設認可時の全ての浄水場などを対象に、施設の配置・規模の状況、また、水源の水質・水量の状況などを考慮し、概略での検討により、昨年度、見直しを行った広域施設整備計画に基づき、令和9年度までに廃止又は休止する予定の個々の浄水場の水量を見込み推計しています。

施設整備に当たっては、近年の香川用水の取水制限の頻発化も踏まえ、渇水時のリスク分散にも配慮することはもとより、既存施設の施設能力や更新状況、水源となる井戸の揚水実績など、さらに詳細な調査・検討を行うとともに、施設を廃止する場合は、構成団体である市町や地元の方々のご意見・ご理解などを得ながら慎重に進めていく必要があると考えており、現時点では、個々の浄水場の具体的な廃止・休止の時期や水量は明らかにしておりません。

今後とも、自己水源の確保はもとより、水融通が可能となる広域水道施設整備を着実に進め、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

次は、水源・水質保全についてであります。

お尋ねの施設については、昨年5月28日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、管理型最終処分場の設置許可が香川県に申請されており、今後、同法に基づき、生活環境の保全に関し専門的知識を有する専門家で構成する「香川県産業廃棄物審議会」に諮問する予定と県から伺っています。

一方、企業団では、当該計画施設から処理水が放流される財田川下流の周辺井戸を水源地として取水していることから、排水の処理計画や管理体制等の確認を行うとともに、計画を超える想定外の豪雨等における緊急連絡体制の確保や水道水源に異常が起きた場合の処理水の放流停止に関する意見書を昨年7月26日に県に提出したところでございます。

さらに、当該施設が設置された場合、企業団では、関係する周辺6箇所の水源地について、毎年度策定する「水質検査計画」に基づく水質検査の頻度を、現状の年1回から年4回にするなど、監視強化を図りたいと考えています。

今後とも、財田川沿川の地元三豊市や観音寺市及び県と連携し、必要な措置が適切に講じられるよう努めてまいります。

なお、水質検査室の統廃合については、府中分室と丸亀分室の統合先を、中讃エリアの既存の企業団施設又は公共施設の活用を基本に検討しており、統合することにより、職員の専門性の向上と効率的な組織運営が図られるなど、水質の監視体制の強化につながると認識しています。

最後は、情報発信についてであります。

地区別意見交換会は、地域住民から広く意見を聴くことにより、健全かつ効率的な経営を図ることを目的に、ブロック統括センターごとに設置しており、昨年12月に、全てのブロックで第一回の会合を開催したところであります。地区別意見交換会を通じて、水道事業への関心を高めるため、意見交換会は公開とし、その内容については、企業団ホームページや広報紙に掲載することとしております。

地区別意見交換会の委員については、企業団設立前に各市町が水道利用者の御意見を伺うために設置していた会の委員の状況、各ブロックの市町の数や水道利用者の状況など、地域の実情を踏まえ、地域や各種団体からの推薦及び公募により選任したところであり、今後の意見交換会の開催状況を踏まえ、必要に応じて、選任方法について検討してまいりたいと考えております。

また、企業団広報紙「水まち通信」については、年に2回、各41万部余りを発行し、直島町を除く県内全世帯に配布しております。発行回数や紙面の拡充については経費面の課題があり、当面、掲載内容の充実を図るとともに、ホームページのより一層の活用などにも取り組み、積極的な情報発信に努めてまいります。

(降壇)

○議長（大山一郎君）再質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

檜昭二君。

（檜昭二君登壇）

○檜昭二君 再質問を行いたいと思います。

第1点は施設整備計画の耐震化ですが、私が先程申しましたように、基本計画のローリングのところで、基幹管路の耐震化は着実な推進を図る、経年更新の事業費を減額しつつも、基幹管路の耐震化を推進するという方針のようですが、そのようにすると、基幹管路 1,017 kmのうち広域送水は 270 km、高松が 231 kmということで、半分以上が広域送水と高松で占めています。

このような状況の中で、基幹管路を中心にやると、他の地域の耐震化が遅れるのではないですか。だから、そうならないように、格差を広げないようにやるべきではないかと、私は申し上げました。総合的に地域に差が生じないようにという答弁でしたけれども、もう少し具体的にどうなのか答弁をお願いしたいと思います。

2点目は、自己水源の確保の問題です。現時点では公表していないということですが、市町議会が同意した計画は、今は概略で推計して、それで約 50%とっているわけです。早くはっきりして、公表し、市町の同意もとって、自己水源の 50%は、このような明確な根拠で確保できるということを明らかにしてもらいたい。現時点では概略・推計ですから、県民にとって非常にわかりにくい状況になっていますので、はっきりさせていただきたいと思います。

それから浄水場の業務委託についてです。7割以上が民間委託となっている状況ですので、私は運転管理業務委託を現時点以上に進めるべきではないと思うのですが、それに対する答弁がなかったように思います。その点について、はっきりと明確な答弁をいただきたいと思います。

4点目は水源・産廃の問題です。先日8日に浜田知事は、財田川の水を守る会から要望を受けていると思いますが、その要望はどうだったのでしょうか。企業団は浜田企業長、県も浜田知事なので、受ける方も同じ人ですが、これについて問題がないようにきちんとすべきだと思いますので、この点について明確な答弁をもう一度お願いします。

最後に公募委員の拡充や水まち通信の紙面の拡充・発行回数の増の点については、県民に理解してもらい、自分たちの水道だと思ってもらえるようにするためには、広報や県民に対する情報公開が重要だということを要望したいと思います。

（降壇）

○議長（大山一郎君）再質問に対する理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

（企業長浜田恵造君登壇）

○企業長（浜田恵造君）檜議員の再質問にお答えします。

なお、自己水源に対するお尋ねに対しては、副企業長よりお答えします。

まず、最初の施設整備の件でございますが、進度に差が生ずるということを申し上げました。色々と考慮してまいりたいと考えますけれども、一律に今年は50%、次の年は55%といったやり方ではなく、その地域の実情も踏まえ、そして重要度も踏まえて整備を進めていく。その結果としては、耐震化100%を目指すわけでありましてけれども、その整備の途上におきましては、進度に差が生ずるものと認識しております。

自己水源については、先ほど申し上げましたとおり、副企業長からご説明したいと存じます。

また、3番目の委託の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、必要なことでございますので、進めていきたいと考えております。

財田川上流の施設の問題でございますけれども、ご指摘のとおり、先日、知事として地元の方からご要望を受け取りました。今日は企業長の立場でございますし、檜議員も県議会議員ではなく、企業団議会議員としてのお尋ねと存じますけれども、企業長としては、地区別意見交換会で出たように、またそれと同様のことを先ほど副企業長からお答えしたと思っておりますけれども、私どもとしても水源・水質保全に万全を期していく、これが基本的な考えでございます。今後とも財田川沿川の地元・三豊市あるいは観音寺市、そして県と連携して、必要な措置が適切に講じられるよう、進めてまいりたいと考えております。

（降壇）

○議長（大山一郎君）高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

○副企業長（高木孝征君）檜議員の再度のご質問にお答えします。

自己水源の確保の関係のご質問でございますが、令和9年度に向けて、先ほどお答え申し上げましたとおり、諸課題の検討や準備を進めますとともに、今後毎年実施いたします基本計画のローリング作業の中で、施工時期も含めた施工計画の見直しを行ってまいります。これらの検討にあたりまして、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、さらに調査・検討が必要でございますし、また施設の廃止を行う場合には、構成団体である市町や、地元

の方々のご意見・ご理解を得ながら、慎重に進めていく必要があると考えております。現時点では具体的な話については明らかにしておりませんが、令和10年度の料金統一におきまして、料金算定に必要となる次期広域施設整備計画の策定にあたりましては、現計画との整合性を図る必要があることから、次期広域施設整備計画を示す時期には明らかにできるものと考えているところであります。

それから、情報発信の関係について、広報紙等のご要望がございましたが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、経費面の問題等、色々と検討する点はございますので、まずホームページの充実等で対応していきたいと思っております。ご要望の主旨は受け止めさせていただきたいと存じます。

(降壇)

○議長(大山一郎君) 理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑及び一般事務に関する質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大山一郎君) これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたします。

○議長(大山一郎君) 日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号及び第2号を一括して起立により採決いたします。

これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第3号及び第4号を一括して起立により採決いたします。

これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立多数、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第6号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第7号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第8号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午前 10 時 57 分閉会

会議録署名議員

議 長 大 山 一 郎

議 員 木 村 篤 史

議 員 井 上 弘 志

議 員 隅 岡 美 子